

東ト協連発第125号
令和2年12月17日

会員協同組合
理事長 殿

東京都トラック運送事業協同組合連合会
高速道路委員長 椎名幸子
(職 印 省 略)

大口・多頻度割引制度における最大割引率の
10%上乗せ措置の延長について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の業務運営に、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運送事業者の高速道路料金割引制度として、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対し、大口・多頻度割引の最大割引率40%から50%に拡充する措置が、令和4年3月末日まで延長することが12月15日に閣議決定（令和2年度第3次補正予算）されましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、要望活動にご協力頂き、ありがとうございました。

なお、補正予算の概要については、国土交通省ホームページをご参照ください。

(https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000204.html)

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

東京都トラック運送事業協同組合連合会 事務局

TEL : 03-3359-4168

ホームページアドレス : <http://www.ttk.ne.jp/>



自動車運送事業者の高速道路料金割引の臨時措置

○ 自動車運送事業者におけるETC2.0の普及促進等を図るため、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対し、大口・多頻度割引を40%から50%に拡充する措置を実施(令和4年3月末まで)。

